

## 愛知県地域医療支援センター設置要綱

### (目的)

第1条 愛知県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行うことにより医師の地域偏在を解消することを目的として、愛知県保健医療局に愛知県地域医療支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 センターは前条の目的を達成するため、医療法に規定される地域医療支援事務として次の事業を行う。

- (1) 医療の確保に関する調査・分析事業
- (2) 医師の確保に関する相談・支援事業
- (3) 医師及び医学生等の就業に関する相談・支援事業
- (4) 医師の能力の開発向上に関する相談・支援事業
- (5) 医師の能力の開発及び向上に関する計画策定事業
- (6) 地域医療対策協議会で協議を行う事項の実施に関する調整事業
- (7) その他支援事業

2 センターは、愛知県へき地医療対策実施要綱に定めるへき地医療支援機構の機能を担い、へき地医療に関する業務を行う。

### (センター長の設置等)

第3条 センターにセンター長、副センター長及び専任医師を置く。

- 2 センター長及び副センター長は、専任医師を兼ねる。
- 3 センター長、副センター長及び専任医師の職務等については別表のとおりとする。

### (運営委員会)

第4条 センターの運営方針及び業務内容の検討等を行うため、センターに運営委員会を設置する。

2 運営委員会の業務、構成員等については別に定める。

### (庶務)

第5条 センターの業務に係る庶務は、愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、愛知県保健医療局長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(別表)

名称	職務	身分
センター長	<ul style="list-style-type: none"><li>第2条第1項及び第2項に関する業務</li><li>専任医師の指導監督に関する業務</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の嘱託員とし、知事が指名する者をもって充てる。</li></ul>
副センター長	<ul style="list-style-type: none"><li>第2条第1項及び第2項に関する業務</li><li>センター長を補佐し、センター長が不在の時は、その職務を代理する業務</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>愛知県保健医療局技監を充てる。</li></ul>
専任医師	<ul style="list-style-type: none"><li>第2条第1項及び第2項に関する業務</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の嘱託員とし、知事が指名する者をもって充てる。</li><li>愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室の医師を充てる。</li></ul>